

教第 61 号議案

神戸市立青少年科学館条例の一部を改正する条例に関する意見決定について

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例を制定するに当たり、教育長に委任する事務等に関する規則（昭和 31 年 11 月教育委員会規則第 8 号）第 2 条第 5 号の規定に基づき提示すべき意見を別紙のように決定する。

令和 4 年 1 月 24 日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

神戸市立青少年科学館条例の一部を改正する条例に関する意見
神戸市立青少年科学館条例の一部を改正する条例の制定については異議ありません。

令和4年1月24日

神戸市教育委員会
教育長 長 田 淳

神文ス第 2655 号

令和 4 年 1 月 20 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳 様

神戸市長 久元 喜造

神戸市立青少年科学館条例の一部を改正する条例に関する意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、神戸市立青少年科学館条例（昭和 59 年 3 月条例第 49 号）の一部を改正する条例を制定するに当たり、神戸市教育委員会の意見を聴取します。

【担当】

文化スポーツ局スポーツ企画課（内線 2243）

第 号議案

神戸市立青少年科学館条例の一部を改正する条例の件

神戸市立青少年科学館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立青少年科学館条例の一部を改正する条例

神戸市立青少年科学館条例（昭和59年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事業) 第3条 科学館は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1)～(3) [略] <u>(4) プラネタリウムドームを映像の投影等の利用に供すること。</u> <u>(5) 展示する資料、機器及び装置に関する調査研究を行うこと。</u> <u>(6) 学校、研究機関、事業者その他の関係団体と連絡し、及び協力す</u>	(事業) 第3条 科学館は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1)～(3) [略] (4) 展示する資料、機器及び装置に関する調査研究を行うこと。 (5) 学校その他の関係 <u>機関</u> と連絡し、及び協力すること。

ること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(施設)

第4条 科学館に展示室、プラネタリウムドーム、特別展示室その他の施設を置く。

(使用の許可)

第5条 プラネタリウムドーム及びその附属設備（以下「プラネタリウムドーム等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に科学館の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(届出)

第6条 プラネタリウムドーム等を使用しようとする者は、プラネタリウムドーム等の使用に当たって入場料、受講料その他の対価を収受するとき、又は営利を目的としてプラネタリウムドーム等を使用しようとするときは、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

(行為の制限)

第7条 科学館内において、次の各号

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 業として写真又は映画を撮影すること。

(2) 業として広告、宣伝その他これらに類する行為をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める行為をすること。

2 市長は、前項の許可に科学館の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項及び第7条第1項の許可をしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又はその附属設備（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がその使用を不適當であると認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項及び第7条第1項の許可をしないことができる。

(1) 科学館の管理運営上支障があると認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき。

(使用期間)

第9条 プラネタリウムドーム等は、引き続き3日を超える独占的な使用をすることはできない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入館料)

第10条 常設展示及びプラネタリウムドームに係る入館料は、別表第1に定める額とする。

2～4 [略]

5 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、入館料の全部若しくは一部を返還し、又は減額し、若しくは免除することができる。

(使用料)

第11条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める使用料を納付しなければならない。

(入館料等)

第4条 常設展示及びプラネタリウムに係る入館料は、別表に定める額とする。

2～4 [略]

5 第10条第1項の許可を受けた者は、別表に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

(1) 第5条第1項に規定する許可を受けた者（以下「使用者」という。） 使用料

(2) 第7条第1項に規定する許可を受けた者（以下「行為者」という。） 行為使用料

2 前項第1号に規定する使用料の額は別表第2に定める額の範囲内において、同項第2号に規定する行為許可料の額は別表第3に定める額の範囲内において、あらかじめ規則で定める額とする。

3 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、第1項で定める使用料の全部若しくは一部を返還し、又は減額し、若しくは免除することができる。

(入館料の納付)

第12条 入館料は、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、後納することができる。

(入館料等の納付)

第5条 入館料及び使用料（以下「入館料等」という。）は、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

(入館料等の減免)

第6条 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、入館料等を減額し、又は免除することができる。

(入館料等の返還)

第7条 既納の入館料等は、返還しない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限等)

第8条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、科学館への入館を、拒絶し、又は科学館からの退去を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれがある物又は動物を携帯する者

(2) 科学館の施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者

(3) 科学館の管理上必要な指示に従わない者

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める者

2 市長は、次の各号の一に該当するときは、科学館に入館しようとする者に対して、入館を拒絶し、科学館に入館している者に対して、科学館からの退去を命ずることができる。

(1) 科学館の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益

上やむを得ない必要が生じたとき。

(入館者の遵守事項)

第9条 入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 所定の場所以外の場所において喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある行為をしないこと。

(3) 科学館の施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失しないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為をしないこと。

(行為の制限)

第10条 科学館において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(1) 業として写真又は映画を撮影すること。

(2) 業として広告、宣伝その他これらに類する行為をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める行為

(特別の設備の設置等)

第13条 使用者及び行為者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 第5条第2項、第7条第2項及び第8条の規定は、前項の許可について準用する。

3 市長は、科学館の管理運営上必要があると認めるときは、使用者及び行為者の負担において、特別の設備又は器具を設置するよう命じることができる。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 使用者及び行為者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第15条 市長は、使用者及び行為者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項、第7条第1項若しくは第13条第1項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用若しくは行為の中止、原状回復若し

2 市長は、前項の許可に科学館の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、前条の許可を受けた者（以下「行為者」という。）が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは科学館からの退去を命じることができる。

くは科学館からの退去を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反し、又はその恐れがあるとき。

(2)、(3) [略]

(4) 許可された使用目的と異なった目的に施設等を使用したとき。

(5) 第8条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者及び行為者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1) 科学館の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(入館の制限等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、科学館への入館を拒絶し、又は科学館からの退去を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害す

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)、(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

るおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者

(4) 科学館を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者

(5) 次条の規定に違反した者
(行為の禁止)

第17条 何人も、科学館内において、科学館の管理運営上支障のある行為で規則で定めるものをしてはならない。

(立入り等)

第18条 市長は、科学館の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第19条 使用者及び行為者は、施設等の使用を終了したとき、又は第5条第1項、第7条第1項若しくは第13条第1項の許可を取り消されたときは速やかに、科学館を原状に回復しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでな

い。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第20条 科学館を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第21条 市長は、次に掲げる科学館の管理に関する業務を科学館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)、(2) [略]

(3) 科学館の入館料、使用料及び行為使用料の徴収及び返還に関する業務

(4)、(5) [略]

2～4 [略]

5 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第5条、第6

(損害の賠償等)

第12条 入館者及び行為者は、科学館の施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第13条 市長は、次に掲げる科学館の管理に関する業務を科学館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)、(2) [略]

(3) 科学館の入館料等の徴収、減額、免除及び返還に関する業務

(4)、(5) [略]

2～4 [略]

5 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条、第8

条、第7条、第8条、第9条、10条第2項、第3項、第4項及び第5項、第11条第2項及び第3項、第12条、第13条第1項及び第3項、第15条、第16条、第18条並びに第19条の規定の適用については、第5条第2項、第7条第2項、第8条（第1項第3号を除く。）、第10条第3項及び第5項、第11条第3項、第13条第3項、第15条（第1項第5号を除く。）、第16条、第18条並びに第19条第2項中「市長は」とあるのは

「第21条第1項に規定する指定管理者は」と、第5条第1項、第7条第1項並びに第13条第1項中「市長の」とあるのは「第21条第1項に規定する指定管理者の」と、第6条、第8条1項第3号、第9条、第10条第2項及び第4項、第12条、第15条第1項第5号及び第19条第1項中

「市長」とあるのは「第21条第1項に規定する指定管理者」とする。

（施行細目の委任）

第22条 科学館の開館時間及び休館日

その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第10条関係）

条第1項及び第2項、第10条第1項及び第2項並びに第11条（第1号を除く。）の規定の適用については、第6条並びに第8条第1項及び第2項中「市長は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第10条第1項中「市長の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者の」と、同条第2項及び第11条（第1号を除く。）中「市長」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

（施行細目の委任）

第14条 科学館の休館日及び開館時間

その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第4条関係）

（1）入館料

区分	常設展示		プラネタリウム	
			ドーム	
	個人利 用	団体利 用 (30人 以上)	個人利 用	団体利 用 (30人 以上)
大人	1人1 回につ き 60 0円	1人1 回につ き 48 0円	1人1 回につ き 40 0円	1人1 回につ き 320 円
小人	1人1 回につ き 30 0円	1人1 回につ き 21 0円	1人1 回につ き 20 0円	1人1 回につ き 140 円

備考 この表において「大人」とは、18歳以上の者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校在学中の者を除く。）を、「小人」とは、6歳以上18歳未満の者（同法第1条に規定する高等学校在学中の者を含み、同法第1条に規定する小学校、義務教育学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。

2 プラネタリウムドームの入館にあたって特別席を利用する場合は、この表に規定する額に1席あ

区分	常設展示		プラネタリウム	
	個人利 用	団体利 用 (30人 以上)	個人利 用	団体利 用 (30人 以上)
	大人	1人1 回につ き 60 0円	1人1 回につ き 48 0円	1人1 回につ き 40 0円
小人	1人1 回につ き 30 0円	1人1 回につ き 21 0円	1人1 回につ き 20 0円	1人1 回につ き 140 円

備考 この表において「大人」とは、18歳以上の者を、「小人」とは、6歳以上18歳未満の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。

たり500円を加えた額とする。

(2) 使用料

区分	使用料
業として写真 (広告写真を除く。)を撮影する場合	1人1日につき 1,200円
業として広告写真を撮影する場合	1日につき 4万円
業として映画を撮影する場合	1日につき 8万円
業として広告、 宣伝その他これらに類する行為 をする場合	1日につき 8万円
その他規則で定める行為をする場合	1回につき 8万円

備考 1日未満の端数は、1日として計算する。

別表第2 (第11条関係)

(1) プラネタリウムドーム使用料

区分	使用料
プラネタリウムドーム	1時間につき 1万円

備考 プラネタリウムドーム等を使用しようとする者は、プラネタリウムドーム等の使用に当たって、規則で定める額の入場料、受講料その他の対価を

収受するときは、規則で定める使用料の2倍に相当する額とする。営利を目的としてプラネタリウムドーム等を使用しようとするときは、規則で定める使用料の5倍に相当する額とする。

(2) 附属設備の使用料

1 設備 1 回につき 50,000 円の範囲内において規則で定める額

別表第 3 (第11条関係)

区分	使用料
業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1 人 1 日につき 1,200円
業として広告写真を撮影する場合	1 日につき 4 万円
業として映画を撮影する場合	1 日につき 8 万円
業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1 日につき 8 万円
その他規則で定める行為をする場合	1 回につき 8 万円

附 則

1 この条例は、公布の日から10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定，許可その他の準備行為

は、この条例の施行前においても、この条例の例により行うことができる。

理 由

神戸市立青少年科学館のリニューアルに伴い、使用料等を定めるに当たり、条例を改正する必要があるため。